

認知症対応型共同生活介護 料金表

ウィラ愛成

令和6年4月1日以降版

1 介護報酬に係る費用 5級地 10.45 円

※本事業所は、算定項目に☑のある項目について該当した場合に料金が発生します。

算定項目	認知症対応型共同生活介護費（1日につき）	単位数	利用者負担額（1割）	利用者負担額（2割）	利用者負担額（3割）	
	イ 認知症対応型共同生活介護費（Ⅱ）※5					（2ユニット以上）※利用者負担額は月額（30日）で算出
☑	（一）要支援2	749	23,482	46,963	70,444	【計算方法】 単位数×30日×10.45（地域単価） =月額報酬額 月額報酬額-（月額報酬額×負担割合※4） =利用者負担額
	（二）要介護1	753	23,607	47,213	70,820	
	（三）要介護2	788	24,704	49,408	74,112	
	（四）要介護3	812	25,457	50,913	76,369	
	（五）要介護4	828	25,958	51,916	77,874	
	（六）要介護5	845	26,491	52,982	79,473	
	加算項目					
	夜間支援体制加算					1日につき
☐	（1）夜間支援体制加算（Ⅰ）	50	53	105	157	
☐	（2）夜間支援体制加算（Ⅱ）	25	27	53	79	
☑	若年性認知症利用者受入加算	120	126	251	377	1日につき
☑	入院時費用	246	257	514	771	1日につき（1月に6日を限度）
	看取り介護加算					1日につき（イを算定する場合のみ）
☑	死亡日以前31日以上45日以下	72	76	151	226	
	死亡日以前4日以上30日以下	144	151	301	452	
	死亡日の前日及び前々日	680	711	1,422	2,132	
	死亡日	1,280	1,338	2,676	4,013	
☑	ハ 初期加算	30	32	63	94	1日につき（イを算定する場合のみ）
	ニ 協力医療機関連携加算 ※要介護の方のみ					※要介護の方のみ
☑	（1）協力医療機関が、指定地域密着型サービス基準第105条第2項第1号及び第2号に規定する要件を満たしている場合	100	105	209	314	1月につき（イを算定する場合のみ）
☐	（2）（1）以外の場合	40	42	84	126	1月につき（イを算定する場合のみ）
	ホ 医療連携体制加算 ※要介護の方のみ					1日につき
☐	（1）医療連携体制加算（Ⅰ）イ	57	60	119	179	
☐	（2）医療連携体制加算（Ⅰ）ロ	47	50	99	148	
☑	（3）医療連携体制加算（Ⅰ）ハ	37	39	78	116	
☑	（4）医療連携体制加算（Ⅱ）	5	6	11	16	
☑	ヘ 退居時情報提供加算	250	262	523	784	1回につき（イを算定する場合のみ。1人につき1回が限度）
☑	ト 退居時相談援助加算	400	418	836	1,254	1回につき（イを算定する場合のみ。1人につき1回が限度）
	チ 認知症専門ケア加算					1日につき
☑	（1）認知症専門ケア加算（Ⅰ）	3	4	7	10	
☐	（2）認知症専門ケア加算（Ⅱ）	4	5	9	13	
	リ 認知症チームケア推進加算					
☐	（1）認知症チームケア推進加算（Ⅰ）	150	157	314	471	1月につき（イを算定する場合のみ）
☐	（2）認知症チームケア推進加算（Ⅱ）	120	126	251	377	1月につき（イを算定する場合のみ）
	ヌ 生活機能向上連携加算					
☐	（1）生活機能向上加算（Ⅰ）	100	105	209	314	初回月のみ
☐	（2）生活機能向上加算（Ⅱ）	200	209	418	627	1月につき（3か月が限度）
☐	ル 栄養管理体制加算	30	32	63	94	1月につき（イを算定する場合のみ）
☐	ヲ 口腔衛生管理体制加算	30	32	63	94	1月につき（イを算定する場合のみ）
☐	ワ 口腔・栄養スクリーニング加算	20	21	42	63	1回につき（イを算定する場合のみ）
☑	カ 科学的介護推進体制加算	40	42	84	126	1月につき（イを算定する場合のみ）
	ヨ 高齢者施設等感染対策向上加算					1月につき
☐	（1）高齢者施設等感染対策向上加算（Ⅰ）	10	11	21	32	
☑	（2）高齢者施設等感染対策向上加算（Ⅱ）	5	6	11	16	
☑	タ 新興感染症等施設療養費（1日につき）	240	251	502	753	1月に1回、連続する5日が限度
	レ 生産性向上推進体制加算					1月につき
☐	（1）生産性向上推進体制加算（Ⅰ）	100	105	209	314	
☑	（2）生産性向上推進体制加算（Ⅱ）	10	11	21	32	
	ソ サービス提供体制強化加算					1日につき
☐	（1）サービス提供体制強化加算（Ⅰ）	22	23	46	69	
☐	（2）サービス提供体制強化加算（Ⅱ）	18	19	38	57	
☑	（3）サービス提供体制強化加算（Ⅲ）	6	7	13	19	
	介護職員処遇改善加算（1月につき）					
☑	介護職員処遇改善加算（Ⅰ）					（介護報酬総単位数 <sup>※1</sup> ×11.1%） <sup>※2</sup> ×10.45
☐	介護職員処遇改善加算（Ⅱ）					（介護報酬総単位数 <sup>※1</sup> ×8.1%） <sup>※2</sup> ×10.45
☐	介護職員処遇改善加算（Ⅲ）					（介護報酬総単位数 <sup>※1</sup> ×4.5%） <sup>※2</sup> ×10.45
	介護職員等特定処遇改善加算（1月につき）					
☐	介護職員等特定処遇改善加算（Ⅰ）					（介護報酬総単位数 <sup>※1</sup> （介護職員処遇改善加算を除く）×3.1%） <sup>※2</sup> ×10.45
☑	介護職員等特定処遇改善加算（Ⅱ）					（介護報酬総単位数 <sup>※1</sup> （介護職員処遇改善加算を除く）×2.3%） <sup>※2</sup> ×10.45
	介護職員等ベースアップ等支援加算（1月につき）					
☑	介護職員等ベースアップ等支援加算					（介護報酬総単位数 <sup>※1</sup> （介護職員処遇改善加算及び介護職員等特定処遇改善加算を除く）×2.3%） <sup>※2</sup> ×10.45

※1 介護報酬総単位数=基本サービス費+各種加算減算

※2 1単位未満の端数四捨五入

※3 介護職員処遇改善加算の利用者負担額は、上記額-（上記額×負担割合（1円未満切り捨て））

※4 負担割合は1割負担の場合：0.9、2割負担の場合：0.8、3割負担の場合：0.7

※5 3ユニットの場合であって、3ユニットが同一階に隣接しており、職員が円滑に利用者の状況把握を行い、速やかな対応が可能な構造で、安全対策（マニュアルの策定、訓練の実施）をとっていることを要件に、例外的に夜勤2人以上の配置に緩和する場合は50単位を減算。

【利用者負担算出方法】

地域単価×単位数=〇〇円（1円未満切り捨て）

〇〇円-（〇〇円×負担割合※4（1円未満切り捨て））=△△円（利用者負担額）

※実際の利用者負担額の算出は、1か月のサービス合計単位数により計算します。

※月途中から登録した場合または月途中にて登録を終了した場合には、登録した期間に応じて日割りした料金をお支払い下さい。なお、この場合「登録日」及び「登録終了日」とは、以下の日を指します。

登録日 ……利用者が事業所と利用契約を結んだ日ではなく、入居され、サービスを実際に利用開始した日

登録終了（解約）日 ……利用者と当事業所の利用契約を終了した日

※介護保険の給付額に変更があった場合、変更された額に合わせて、自己負担金を変更させていただきます。

※自己負担金は、ご利用された翌月の27日前後にご指定の口座から引き落としをさせていただきます。尚、引き落とし手数料は利用者負担となります。

## 2 その他の費用（介護・予防共通）

項 目		金額	説明
1	食材料費	朝食 : 300円 昼食 : 450円 おやつ : 100円 夕食 : 450円	1食につき（参考※1月(30日)につき39,000円）
2	理美容代	実費	
3	医療費	実費	
4	教養娯楽費	実費	
5	送迎費	実費	
6	その他日常生活費	実費	
7	家賃	60,000円	1月につき
8	光熱水費	22,000円	1月につき 電気・ガス・上下水道料金
9	管理費	25,000円	1月につき ・消防設備・エレベーター設備等の共用設備保守費。 ・デイルーム等の共用スペースのエアコン・洗濯機・照明器具等の保守費。 ・その他修繕積立金、車両保守管理費、園芸療法代。
10	入居保証金	120,000円	月額利用料保証および退居時の居室リフォーム代とし、退居後3ヶ月以内に精算いたします。
11	退居延滞費	退居してから7日を超えて私物を撤去できない場合。	